

利用料金表

個室用

令和6年8月1日現在

基準額

第4段階 本人及び配偶者が住民税課税もしくは、預貯金等が基準額以上の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計（31日分）
1	¥650 / 日	¥1,445 / 日	¥1,231 / 日	¥103,106 / 月
2	¥720 / 日	¥1,445 / 日	¥1,231 / 日	¥105,276 / 月
3	¥793 / 日	¥1,445 / 日	¥1,231 / 日	¥107,539 / 月
4	¥863 / 日	¥1,445 / 日	¥1,231 / 日	¥109,709 / 月
5	¥932 / 日	¥1,445 / 日	¥1,231 / 日	¥111,848 / 月

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方

第3段階② 本人及び配偶者が住民税非課税で年収合計（課税年金＋非課税年金）80万を超え、課税年金の総額が120万円以上

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥650 / 日	¥1,360 / 日	¥880 / 日	¥89,590 / 月
2	¥720 / 日	¥1,360 / 日	¥880 / 日	¥91,760 / 月
3	¥793 / 日	¥1,360 / 日	¥880 / 日	¥94,023 / 月
4	¥863 / 日	¥1,360 / 日	¥880 / 日	¥96,193 / 月
5	¥932 / 日	¥1,360 / 日	¥880 / 日	¥98,332 / 月

第3段階① 本人及び配偶者が住民税非課税で年収合計（課税年金＋非課税年金）80万を超え、課税年金の総額が120万円未満の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥650 / 日	¥650 / 日	¥880 / 日	¥67,580 / 月
2	¥720 / 日	¥650 / 日	¥880 / 日	¥69,750 / 月
3	¥793 / 日	¥650 / 日	¥880 / 日	¥72,013 / 月
4	¥863 / 日	¥650 / 日	¥880 / 日	¥74,183 / 月
5	¥932 / 日	¥650 / 日	¥880 / 日	¥76,322 / 月

第2段階 本人及び配偶者が住民税非課税で年収合計（課税年金＋非課税年金）80万未満の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥650 / 日	¥390 / 日	¥480 / 日	¥47,120 / 月
2	¥720 / 日	¥390 / 日	¥480 / 日	¥49,290 / 月
3	¥793 / 日	¥390 / 日	¥480 / 日	¥51,553 / 月
4	¥863 / 日	¥390 / 日	¥480 / 日	¥53,723 / 月
5	¥932 / 日	¥390 / 日	¥480 / 日	¥55,862 / 月

第1段階 住民税非課税で老齢福祉年金の受給者、または生活保護を受給している方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
1	¥650 / 日	¥300 / 日	¥380 / 日	¥41,230 / 月
2	¥720 / 日	¥300 / 日	¥380 / 日	¥43,400 / 月
3	¥793 / 日	¥300 / 日	¥380 / 日	¥45,663 / 月
4	¥863 / 日	¥300 / 日	¥380 / 日	¥47,833 / 月
5	¥932 / 日	¥300 / 日	¥380 / 日	¥49,972 / 月

■非課税年金…遺族年金、障害者年金など 詳細はご相談下さい。 ■上記料金にオムツ代・洗濯代・水光熱費は含まれます。

- 「介護サービス費」には『夜勤職員配置加算Ⅰ（1日13円）』『個別機能訓練加算Ⅰ（1日12円）』※10月より算定予定
- 『看護職員体制加算Ⅰ（1日4円）』『看護職員体制加算Ⅱ（1日8円）』『日常生活継続支援加算（1日36円）』が含まれます。
- 利用中の入院、外泊時には、1日246円加算されます。（1ヵ月に6日以内、月をまたぐと12日）
- 入所した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える入院後再び施設利用された場合に1日30円加算されます。
- 1ヵ月分の介護サービス費に対して14.0%の額が介護職員処遇改善加算Ⅰとして上乘せされます。
- 療養食を提供する場合、1食6円加算されます。（対象者のみ） ■安全対策体制加算 入所時に20円
- 科学的介護推進体制加算Ⅱ～月50円が加算されます。 ■個別機能訓練加算Ⅱ（1ヵ月20円）※10月より算定予定
- ADL維持等加算Ⅰ月30円 またはADL維持等加算Ⅱ 月60円いずれかを算定
- 入所時検査（血液検査、感染症検査等）入所時に5,000円程度 ■認知症チームケア推進加算Ⅱ～月120円（対象者のみ）
- 上記の料金以外に理髪代、補助食品代、身の回り品代、医療費負担金等が利用の状況に合わせて加算されます。

お問い合わせ

社会福祉法人 新篠津福祉会
特別養護老人ホーム
新篠津福祉園

〒068-1195

石狩郡新篠津村第45線北12番地

TEL 0126-57-2730

FAX 0126-57-2732